

平成23年度第3次補正予算について（観光関係）

1. 国内観光活性化緊急対策事業 【650百万円】

震災後、全国的に落ち込んでいる国内観光需要を着実に回復させるため、国内旅行促進のための環境整備、機運醸成、需要創出に資する取り組みを実施

①環境整備（1.5億円）

→休暇取得と外出／旅行促進に向けての企業に対する働きかけ（「ポジティブ・オフ」運動）

②機運醸成（2.0億円）

→官民合同国内旅行振興キャンペーン

③需要創出（3.0億円）

→新たな国内旅行需要創出のためのモニターツアー事業

2. 外客誘致緊急対策事業 【1,389百万円】

震災後、大幅に落ち込んでいる訪日外客を早急に回復させるため、5大市場（韓国・中国・台湾・米国・香港）を対象としたプロモーション、国際会議等のキャンセル防止、将来の需要回復に向けた外客受入環境の整備を実施

①プロモーション、旅行会社・メディア招請事業（561百万円）

②国際会議等のキャンセル防止事業（28百万円）

③受入環境整備事業（800百万円）

→公共交通機関の利便増進のための言語バリアフリー事業

3. 広域連携観光復興対策事業（東北観光博） 【550百万円】

観光による被災地復興を図るとともに、広域的なエリアを単位とした新たな観光地づくりのモデルを構築するため、東北地方全体を博覧会場と見立てた「東北観光博」を実施。地域の再生・活性化を目的とした官民の様々な取り組みを連携させ、統一的な情報発信等を行うことにより、東北地方への効果的な集客を実現

4. 地域再生のための観光業支援事業 【57百万円】

被災3県（岩手、宮城、福島）及び風評被害が認められる北関東3県（群馬、栃木、茨城）の中で観光業が中心となっている地区の再生を目的に、事業再生や観光地域づくりの専門家チームを派遣し、現地相談会を通じて実践的なアドバイスを実施

合 計：2,646百万円

国内観光振興事業（3次補正）

要求額 1,257百万円



震災後、全国的に落ち込んでいる国内観光需要回復のため、国内旅行促進に資する取り組みを実施するとともに、被災地復興と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、地域の様々な取り組みを連携させ、統一的な情報発信等を行うとともに、地域再生のための観光業支援を行う

国内観光活性化緊急対策事業

東日本大震災により落ち込んだ国内の観光需要を着実に回復させるため、国内観光活性化緊急対策事業を実施して、全国的な観光需要の喚起を図る。

- ①環境整備 … 休暇取得と外出／旅行促進のための「ポジティブ・オフ」運動
- ②機運醸成 … 官民合同の国内旅行振興キャンペーン
- ③需要創出 … 旅行に係る潜在需要掘り起こし（モニターツアー）

広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

国による取組：【全体事業】

- ①東北観光博覧会（仮称）全体に係る統一した情報発信（予算事業）
「博覧会」のポータルサイト構築や各種メディア等によるPRを行う。
- ②「ゾーン事業」の統一性の確保（予算事業）
「博覧会」の統一ロゴの作成や「地域観光案内人」の育成のための研修等を行う。
- ③民間事業者との連携による利便性の向上、旅行促進（非予算事業）
交通事業者、旅行会社等に対して、新たなバス路線の運行、旅行商品の造成等を働きかける。

地域再生のための観光業支援事業

東日本大震災及びその後生じた風評被害により甚大な被害を受けた東北3県（岩手、宮城、福島）及び北関東3県（茨城、栃木、群馬）を対象に、地域の核となる市町村と協働し、コミュニティを支える観光業を支援する観点から、地域の課題、ニーズ、問題意識を踏まえた相談・アドバイスを行い、地区・集落単位での地域の再生を図る。

各地域による取組：【ゾーン事業】

東北地方に30カ所程度設定された区域（ゾーン）それぞれにおいて、地域内の幅広い関係者の連携により観光客を迎え入れる体制の強化に取り組む。

- （例）・「地域観光案内人」の配置
- ・各種参加型コンテンツの提供
- ・各種イベントの開催
- ・ゾーン内の移動手段の確保
- ・「地のもの」の活用（食事、土産 等）

外客誘致緊急対策事業(3次補正)

要求額 1,389百万円



震災後、大幅に落ち込んでいる訪日外客を早急に回復させるため、以下の取り組みを実施

- ①旅行会社、メディア招請等を通じた日本に関する正確な情報発信の強化、訪日旅行商品の造成支援
- ②開催の決まっている国際会議等のキャンセル防止
- ③将来の需要回復を見据えた外客受入環境の整備(公共交通機関の利便性向上に資する言語バリアフリー化)

①訪日旅行促進緊急対策事業

○ 内容

東日本大震災及びそれに続く原発事故の影響により落ち込んだ訪日外客数の早期の回復を図るため、震災後実施された「海外一般消費者向け緊急調査」(観光庁)(以下「緊急調査」という。)の結果等を踏まえ、現行15重点市場のうち、訪日外客数の多い5市場(韓国、中国、台湾、米国、香港)を対象として、「旅行会社向け事業」(旅行会社招請、ツアー共同広告)及び「一般消費者向け事業」(メディア招請、広告宣伝事業)を効果的・集中的に実施する。

旅行会社向け事業例
(ツアー共同広告)

一般消費者向け事業例
(広告宣伝事業)



【台湾の事例:雑誌掲載】
現地旅行会社・航空会社
と共同で、学生向けの訪
日旅行商品を掲載



【米国の事例:雑誌広告】
ナショナル・ジオグラフィック・トラ
ベラーへの掲載。
読者層の関心に合うテーマで訴
求を図る

②国際会議等キャンセル防止

○ 内容

東日本大震災後に、日本の現状についての情報が正しく伝わっていないことにより、すでに開催が決定していた国際会議等においてキャンセルまたは外国人参加者減少といった影響が発生している。このため、適切な情報提供等を行い、安心して開催できるよう対策を講じることで、訪日外客の早期かつ本格的な回復を支援し、被災地等の復興の加速化を図る。



③外国人旅行者の移動容易化のための言語バリアフリー化事業

○ 内容

交通拠点から目的地に至るまでの行程において、外国人旅行者に言語面での障害を感じさせないように、交通拠点及び目的地における案内表示等に加え、車内放送、バス停のナンバリング等様々な手段を用いて、点から線への多言語対応等を実施することで、外国人旅行者の移動を容易化し、言語バリアフリーな移動環境を実現する



多言語による路線案内及びバスの利用案内